

## 中国南北朝時代における戒律の教線展開

佐藤達玄  
仏教学部

### 一

およそ一国の文化が他国の文化圏の中に移植流入するに際しては、地理的条件や社会的条件によって左右されるのが常である。伝来した文化自体も、自己の生命を保持するために努めて環境に順応し、摩擦や抵抗を避けようとする努力を意識的に払わざるをえない。しかもそれと同時に、受容者の側においても外来文化を吸収することによって、従来行なわれてきた習俗や機能の上に、新たな特色と変容を加えて、その風土にふさわしい形態の文化現象がきわめて緩慢ではあるが着実に根を下してゆくことは、文化の発展してゆく上の定則ともいうことができる。

しかし宗教を受容する契機が、個人ないし団体の衝動的・恣意的な動作に基づくものであつたとしても、それが思想的にあるいは信仰的に、社会民衆に承認されるには、その宗教のもつ儀礼が反復的に行なわれ、慣習化することが必要であ

いま、インドに発生した仏教が、生活の基盤を異にする中

る。このような過程を経ることによって、信仰儀礼もしだいに定形化するし、逆に個人や団体をその下に制約して、在来の土着した文化体系の中に包含してゆくものである。それゆえ宗教を文化現象とか社会現象として、現実的にあるいは具体的に把握するためには、それが行動化され、具象化された生活威儀や、宗教儀礼を中心として考察しなければならない。そうすることによって、その宗教のもつてゐるあらゆる性格や特色が、しだいに明確にされてゆくのである。

## 二

インドの戒律仏教が、儒教的伝統思惟の支配する中国社会に、どのように伝播し受容されたかという問題については、梁唐宋の三高僧伝が具体的に、しかも明確にその実態を伝えているから、それを中心に他の資料を参照することが捷径であると思われる。これらの高僧伝は知名の高僧を十種の部門に分類して、それぞれの伝記をのべているから、それによつて中国仏教がどうゆう面から、どう展開していくかを知る手がかりを握むことができる。いま僧伝の分類を表示すると次の通りである。

梁高僧伝

唐高僧伝

宋高僧伝

1 訳經	三五人	訳經	一五人	訳經	三二人
2 義解	一〇一人	義解	一六一人	義解	七二人
3 神異	二〇人	習禪	九六人	習禪	一〇三人
4 習禪	二一人	明律	二四人	明律	五八人
5 明律	一二入	護法	一一人	護法	一八人
6 亡身	一一人	感通	一一七人	感通	八九人
7 誦經	二一人	遺身	一二入	遺身	一二入
8 興福	一四人	讀誦	一四人	讀誦	四二人
9 經師	一一人	興福	一二人	興福	五〇人
10 唱導	一〇人	雜科	一二入	雜科	五五人
計	二五六人		四七三人		五三一人

この表をみれば各時代を通じて最も活躍したのは義解僧であり、外来文化を中国化するための努力が不斷に行なわれたことを示している。ついで習禪、感通（神異）、明律の順になつてゐるが、習禪は禪を基調とする仏教の修行形態を示し、感通はかれらが修行の結果体得した靈力靈感がいかに素晴らしいものであったかを示し、明律は出家者として釈尊以来の伝統的な教団の生活規範や慣習を厳守することによつて、統制ある出家集団が維持されてきたことを示している。梁伝では明律僧を一二人しか掲げていなかが、他の部門に属する高僧でも戒律に通じた者もいたが、一応専門家としての

明律僧の数を示したことはいうまでもない。この明律僧も唐伝から宋伝に及ぶにつれて急激に増加していることは、出家者の基本的態度があくまで戒律厳守の生活にあつたことを示しており、またそれが教団の内外より要求されるようになつた歴史的推移をも示している。

だが仏教が中国に受容されたころには、中国にはすでにあらゆる面にわたつて高度の文化が栄えていた。そのため中国民衆が外来宗教を受容した態度は、すべてこの既成文化を基盤として摂取しようとする傾向が強かつたから、仏教はおのずから中国的色彩と変容とを加味せざるをえなかつたのである。

### 三

中国の伝統的倫理観は礼教を基本としており、礼を人間行為の儀法とみ、人間の行為には威儀節度が必要であり、その威儀は内なる徳が発露したものであるといつてはいる。それゆえ、このような威儀節度を重視する社会へ進出する仏教としては、仏法の尊厳性を強調すると同時に、中国的倫理観に考慮を払い、出家者自身も戒律を遵守することが必要であった。

仏教が実際に中国に伝来したことが史的には認められているのは、後漢の桓帝（一四七—一六七）の時に渡來した安息国の安世高と、月支国の支婁迦讖とが洛陽でそれぞれ大小乗の經典を翻訳した時であるとする。律関係の經典で安世高訳として「仏說犯戒罪報輕重經」一卷と、「大比丘三千威儀經」二卷が現存大藏經にみえるが、平川博士によれば小乘律典としては、安世高の訳出經典は現存しないといつてはいる。律典が翻訳されて中国人の前に提出されたのは、開元釈教錄によれば嘉平二年（二五〇）とし、高僧伝は魏の嘉平年間（二四九—二五四）であるとしている。すなわちこの嘉平年間に、中天竺の曇柯迦羅（Dharmakāla）が、洛陽の白馬寺で僧祇律系の戒經である「僧祇戒心」を訳出した。このときかれは「以<sub>ニ</sub>律部曲制文言繁廣、仏教未<sub>ニ</sub>昌必不<sub>ニ</sub>承用<sup>(2)</sup>」、ただ朝夕の修行の軌範として僧祇戒心を訳出すに止めたいといつている。ここにいう戒心とは、比丘・比丘尼の守るべき禁戒の条目を集めめた戒本であるから、これさえ備われば一応非行を防止するための目安とすることは可能である。さらに梵僧に請うて「羯磨法」を立てて受戒したといい、これが「中夏戒律始<sub>ニ</sub>于此<sup>(3)</sup>。」というのである。

しかしこの曇柯迦羅の「僧祇戒心」なる戒本は存在せず、また曇諦が魏の正元中<sup>(4)</sup>（二五四—二五六）洛陽に来て「曇無

「徳羯磨」を訳出したといい、同じく嘉平の末（二五四）康僧

鎧が洛陽で「四分雜羯磨」一卷を訳出したことを伝えている<sup>(5)</sup>

が、これについても平川博士は、現存の曇諦本や康僧鎧本は

訳語や経録の記述からみて、かれらの訳出したものではな

く、四分律の訳出後に四分律に基づいて中国で編集されたも

のであるといつていて<sup>(6)</sup>。しかし高僧伝の記述が歴史的にみて

事実であるか否かは別として、戒律の条文を記した僧祇律系

の戒本や、受戒その他の教団の儀式の作法をのべた羯磨本

が、魏の正元（二五四一二五五）の頃に存在していたとい

慧皎の論述は、そのころすでに立派な出家教団が一応成立して、いたことを暗に示しているとも受取れるのである。だが慧皎によれば、そのころ

魏境雖有三仏法、而道風訛替。亦有三衆僧、未稟三歸戒。

正以三剪落殊俗耳。設復斎懺事法三祠祀<sup>(7)</sup>。

という状態であったが、彙柯迦羅が来てから仏法が大いに行なわれるようになつたといつていて、いずれにしても戒律の具体的な展開は、広律が伝訳された五世紀初頭以後といふことは異論のないことであろう。中国に広律が伝訳されたのは

（1）十誦律六十一卷（説一切有部）四〇四年～四〇九年

（長安にて訳出）

（2）四分律六十卷（法藏部）四一〇～年四一二年

（3）僧祇律四十卷（大衆部）四一六年～四一八年

（建康にて訳出）

（4）五分律三十卷（化地部）四二三年～四二三年

（同）

というように、戒本と羯磨文、または制戒の因縁と諸戒実施上の具体的事項をのべて、比丘・比丘尼の生活規範として、

一切の戒律を網羅した広律の内容を、中国出家教団が知りえたのは、五世紀初頭で、しかもわずか二十年間の出来事であった。これにても中国の出家教団がいかに完全な律藏の伝来を待ち望んでいたかが知られる。中国に仏教が公伝したとい

う元寿元年（B.C.二）からすれば、實に四〇〇年以上も経過してのことであつた。十誦律訳出以前にも広律に対する要求はすでにあつたらしく、平川博士によると現存するものとしては、竺仏念訳の十誦律系統の「鼻奈耶」十卷と、矢吹博士著「鳴沙余韻」所収の説一切有部系統の「戒經」一卷の二部があり、「鼻奈耶」の訳出は建元十九年（三八三）、「戒經」は泰始元年（二六五）より升平二年（三六〇）ごろであるといつていて、

では広律がなぜこのように遅くまで伝わらなかつたかといふ理由について、法顯伝に

法顯本求<sup>ニ</sup>戒律<sup>一</sup>。而北天竺<sup>ニ</sup>諸國、皆師師口伝無<sup>ニ</sup>本可<sup>レ</sup>写。

是以遠涉乃至<sup>ニ</sup>中天竺<sup>ニ</sup>、於<sup>ニ</sup>此摩訶衍僧伽藍<sup>一</sup>、得<sup>ニ</sup>一部律<sup>一</sup>。

是摩訶僧祇律。

#### 四

といつてゐるから、西域の沙門が多数渡来してきたにもかかわらず、戒律が口伝によつて行なわれていたことが知られる。それゆえ中国人の出家者の増加と、出家教団の秩序ある生活が教団の内外から要求されるようにならなくては、広律訳出の機運は実際にはおこらなかつたものといえよう。

註

- 1 平川博士著「律藏の研究」一九六頁
- 2 大正藏經五〇・三二五a
- 3 同上
- 4 開元錄卷一は正元元年（二五四）、歷代三寶紀卷五は正元二年（二五五）説をとる。
- 5 開元錄卷一、大正藏經五五・四八七a
- 6 平川前掲書一一六頁
- 7 大正藏經五〇・三二四c・三二五a
- 8 平川前掲書一二八頁一一四四頁参照
- 9 同上一五九頁
- 10 同上一六七頁
- 11 大正藏經五一・八六四b

漢人の出家の公許は、江南の漢族国家では東晋の明帝の太寧年間（三二三—三二五）に、北地の胡族国家では後趙の石虎の建武元年（三三五）であるが、とくに北地のように建国と滅亡とが相繼ぎ、社会の混乱が著しい当時においては、民衆は多く流亡し、また出家入寺する者も激増した。唐の道宣は「釈迦方志」（卷四）の中で、西晋時代（二六五—三一六）には二京合して寺一〇、〇八〇、僧尼は三、七〇〇人であったものが、東晋時代（三一七—四二〇）には寺が一、七六八、僧尼二四、〇〇〇人であつたといつてゐる。寺が多くなればこれに住む僧尼も増加するであろうし、かれらをして得度し受戒させるための各種の制度や儀式、または出家集団の規律を守る上からも、戒律の必要性が教団の指導者たちに痛感されるようになつたのは当然であろう。

このように漢人の出家公許と、仏寺や僧尼の増加は、自然と仏教々団の成立をうながしたと同時に、教団の秩序を維持するためには、インドの教団規則である戒律をいかに採用するかという問題に直面することとなつた。このことに力を注いだのは西域より渡來した竺法曇澄と、その弟子の道安（三

一四一三八五) であった。仏団澄は自分の戒律厳守の生活態度について、出家以来一〇九年の間、「酒不<sub>レ</sub>蹤<sub>レ</sub>歯<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>中不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>。非<sub>レ</sub>戒不<sub>レ</sub>履<sub>レ</sub>、無<sub>レ</sub>欲無<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>」<sup>(1)</sup> といつてゐる。それ故かれに門徒が約一万人いたというが、かれらを教導するのに持戒持律の生活を力説したことは当然であつたと思う。このような仏団澄が鄴都にいたとき、道安はかれに師事したのである。これについて道安は比丘大戒序の中で、「余昔在<sub>レ</sub>鄴少<sub>レ</sub>習<sub>ニ</sub>其事<sub>ニ</sub>、未<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>檢戒<sub>ニ</sub>遂遇<sub>ニ</sub>世亂<sub>ニ</sub>、每以快快不<sub>レ</sub>盡<sub>ニ</sub>於此<sub>ニ</sub>」<sup>(2)</sup> といつてゐるのによつても知られる。道安当時の仏教界の状態や、戒律受容に関する諸問題については、横超慧曰氏が「広律伝來以前の中国に於ける戒律」という優れた論文の中で、詳細に論究しているのでそれに譲る。

南北朝時代における出家教團にあつては、生活の実際が戒律に依拠すべきであることは十分承知してはいたものの、律そのものがすでに遠い過去の時代に、インドの習俗を基盤として規定されたものであつたから、これをそのまま習俗を異にする中国の出家教團に適用するには無理があつたことは事実である。この意味から西晋時代より戒律以外に、中国的習俗を取り入れた実際的な日常規範が多数現われて、戒律では解釈できかねる事柄について補足するようになつたものが、中國人の手になる各種の「僧制」であるといえる。大宋僧史略

卷上、受斎讖法は

自<sub>ニ</sub>仏法東伝<sub>ニ</sub>、事多草昧。故高僧伝日、設復斎讖同<sub>ニ</sub>於祠祀<sub>ニ</sub>、

食<sub>レ</sub>。非<sub>レ</sub>戒不<sub>レ</sub>履<sub>レ</sub>、無<sub>レ</sub>欲無<sub>レ</sub>求<sub>レ</sub>」<sup>(1)</sup> といつてゐる。それ故かれに門徒が約一万人いたというが、かれらを教導するのに持戒持律の生活を力説したことは当然であつたと思う。このよう

な仏団澄が鄴都にいたとき、道安はかれに師事したのである。これについて道安は比丘大戒序の中で、「余昔在<sub>レ</sub>鄴少<sub>レ</sub>習<sub>ニ</sub>其事<sub>ニ</sub>、未<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>檢戒<sub>ニ</sub>遂遇<sub>ニ</sub>世亂<sub>ニ</sub>、每以快快不<sub>レ</sub>盡<sub>ニ</sub>於此<sub>ニ</sub>」<sup>(2)</sup> といつてゐるのによつても知られる。道安当時の仏教界の状態や、戒律受容に関する諸問題については、横超慧曰氏が「広律伝來以前の中国に於ける戒律」という優れた論文の中で、詳細に論究しているのでそれに譲る。

南北朝時代における出家教團にあつては、生活の実際が戒律に依拠すべきであることは十分承知してはいたものの、律そのものがすでに遠い過去の時代に、インドの習俗を基盤として規定されたものであつたから、これをそのまま習俗を異にする中国の出家教團に適用するには無理があつたことは事実である。この意味から西晋時代より戒律以外に、中国的習俗を取り入れた実際的な日常規範が多数現われて、戒律では解釈できかねる事柄について補足するようになつたものが、中國人の手になる各種の「僧制」であるといえる。大宋僧史略

魏晉之世、僧皆布<sub>レ</sub>草而食、起坐威儀唱導開化、略無<sub>ニ</sub>規矩<sub>ニ</sub>。  
というように、僧侶の威儀生活は全く紊乱していた。こうした状態を憂慮した道安はいわゆる僧尼軌範・仏法憲章三例の僧制を制定したのである。第一、行香定座上經上講之法、第二、常日六時行道飲食唱時法、第三、布薩差使悔過等法で、この三例が「天下寺舎遂則而從<sub>ニ</sub>之」<sup>(4)</sup> と記されている。道安と同じ時代に建康や会稽における仏教界の最高指導者であった支遁(三一四—三六六)も、晋の哀帝(三六一—三六五)の時、東安寺で道行般若経を講じ、そこを般若台とよんで、受講の際の衆僧の節度として「般若台衆僧集議節度」を定めた。また道安の弟子慧遠(三三四—四一六)も隆安四年(四〇〇)ごろ「法社節度」・「外寺僧節度」・「節度」・「比丘尼節度」<sup>(5)</sup>を制定している。これが恐らく高僧伝卷六、釈僧契伝に、姚興が北地佛教界の肅正のために下した書に、「大法東遷、於<sub>レ</sub>今為<sub>レ</sub>盛、僧尼已多。応<sub>ニ</sub>順<sub>ニ</sub>綱領<sub>ニ</sub>宣<sub>ニ</sub>授遠規<sub>ニ</sub>、以濟<sub>ニ</sub>頽<sub>ニ</sub>緒<sub>ニ</sub>」<sup>(6)</sup>。

といつてゐる遠規は、慧遠の各節度を依用せしめたものと思われるから、慧遠の節度は廬山の教團のみでなく、姚興の命によって北地佛教々団においても依用されたことが知られる。

この外、宋の孝武帝（四五三—四六四）のころ、首都建業で僧正悦衆として活躍した僧燄（？）の「僧尼要事」二卷、齊の文宣王（五五〇—五五九）の「僧制」一卷や、在俗信者のための「清信士女法制」一卷、梁の法雲（四六七—五二九）の「僧制」などが相続いで現われ、世に行なわれた。また南齊と対立していた北魏の仏教々団においても僧制の制定がみられる。「魏書釈老志」によれば、曇曜の後の沙門統に任せられた僧顕は、太和十七年（四九三）孝文帝の命を受け僧制四十七条を制定した主任であり、北齊の慧光僧統も僧制

十八条を制定している。道安以後、出家教団を擁する寺院において、中国的な寺院生活を営む上から、清規の先行ともいわれる僧制が制定され始めたことが知られるのである。だがこれらの僧制が具体的にどのような内容のものであったかは分らないが、幸なことに道宣の「四分律行事鈔」巻上「僧綱大綱篇」第七に僧制についてのべているから、それによつて前述の僧制類の大体を知ることができる。すなわち、

先明<sub>ヨ</sub>世立<sub>ニ</sub>非法、後引<sub>ニ</sub>正制<sub>ニ</sub>証成。初中、寺別立<sub>レ</sub>制多不<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>教、飲酒醉乱輕<sub>ニ</sub>歎<sub>ニ</sub>上<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>者、罰<sub>ニ</sub>錢及米<sub>ニ</sub>。或余貨財。  
當時同和後便違拒不<sub>ニ</sub>肯輸送<sub>ニ</sub>。因茲犯<sub>ニ</sub>重、或行<sub>ニ</sub>杖罰<sub>ニ</sub>、枷禁鉗鎖、或奪<sub>ニ</sub>財帛<sub>ニ</sub>以用供<sub>ニ</sub>衆、或苦役治<sub>ニ</sub>地、斬<sub>ニ</sub>伐草木<sub>ニ</sub>、鉏<sub>ニ</sub>禾收刈<sub>ニ</sub>、或周年苦役、或因<sub>ニ</sub>遇<sub>ニ</sub>失奪<sub>ニ</sub>便令<sub>ニ</sub>倍償<sub>ニ</sub>。

物<sub>ニ</sub>破戒之制<sub>ニ</sub>、季別依<sub>レ</sub>次鉏<sub>ニ</sub>禾刈<sub>ニ</sub>穀。若分<sub>ニ</sub>僧食及以僧造<sub>ニ</sub>順俗之制<sub>ニ</sub>、犯<sub>ニ</sub>重囚禁遭<sub>ニ</sub>赦得<sub>ニ</sub>免、或自貨財方便得<sub>ニ</sub>脱<sub>ニ</sub>、或奪<sub>ニ</sub>賊物<sub>ニ</sub>因<sub>ニ</sub>利求<sub>ニ</sub>利。或非法之制、有<sub>ニ</sub>過罪<sub>ニ</sub>者露立<sub>ニ</sub>僧中<sub>ニ</sub>、伏<sub>ニ</sub>地吹<sub>ニ</sub>灰、対<sub>ニ</sub>僧杖罰<sub>ニ</sub>。如<sub>ニ</sub>是衆例皆非<sub>ニ</sub>聖旨<sub>ニ</sub>。

というよう<sub>ニ</sub>に、僧制は多く教に依らないものであり、しかもそれは聖旨に非ざるもので、中国出家教団独自の生活規範であつたことが知られる。

出家者たる僧侶が戒律を厳守することは、一面には自己の出世間性を主張することにもなり、その結果は為政者の統治する一般社会の世俗性を否定することにもなる。それゆえ為政者にとつては教団の発展充実は、国家統治の上からは好ましからざる存在であった。しかも戒律は中国の伝統的倫理觀を否定し、國家権力の象徴である為政者を無視して、沙門不敬王者論まで主張した当時の社会状勢を考慮するとき、国家権力による教団の支配は徐々に進行していたのである。

それにもかかわらず、部外者からみれば、教団内部の規律ある生活態度はかえつて賞讃の的となり、僧侶が戒律を守ることが僧侶としての正しい態度であるとみて、王侯貴族や有力な士大夫は進んで手厚い外護者となつてゐる。

為政者として僧侶の生活態度を批難し、その取締りを強行した江南の桓玄は、「与僚屬沙汰僧衆教」の中で、

「佛所貴無為。慇懃在於絕欲」。而比者凌遲、遂失斯道。

京師競其奢淫<sup>二</sup>、榮觀紛於朝市<sup>一</sup>。天府以之傾匱、名器為之穢黷<sup>一</sup>。避役錘於百里<sup>一</sup>、逋逃盈於寺廟<sup>一</sup>。乃至一縣數千、猥成屯落<sup>一</sup>、邑聚遊食之群<sup>一</sup>、境積不羈之衆<sup>一</sup>。其所以傷治害政、塵滓佛教<sup>一</sup>、固已彼此俱弊、實汚風軌矣。<sup>(8)</sup>

といって、仏教の墮落淫靡のさまを批判しているが、このようないいな仏教界のなかにおいても僧侶のうちで

「有能伸述經誥、暢說義理者、或禁行修整、奉戒無虧、恒為阿練若者、或山居養志、不嘗流俗者上」。

などは、「皆足以宣寄大化」。亦所以示物以道。弘訓作範、幸兼内外<sup>(10)</sup>。であるといい、これに違う者は皆ことごとく還俗せしめよと嚴命を下している。このように桓玄が権力をもつて礼敬問題をとり上げ、仏教徒を沙汰しながらも、「唯廬山道德所居、不在搜簡之例」<sup>(11)</sup>。といって、戒律を厳守した慧遠の教団を除外していることは注目すべきである。また北地にあつては、北魏の高宗は詔を下して、

「其好樂道法、欲為沙門、不問長幼、出於良家、性行素篤、無諸嫌穢」<sup>(12)</sup>、郷里所明者、聽其出家。

といい、孝文帝も太和十年（四八六）に無籍の僧尼を還俗さ

せたが、僧侶の中では

「有道行精勤者、聽仍在道為行。凡麤者、有籍無籍、悉罷歸齊民」<sup>(13)</sup>。

といって、戒律不履行者のみを問題としている。このようないいな為政者の見方に対しても、僧侶自身の戒律觀は

「1、戒立行之本、百行之始」<sup>(14)</sup>。

「2、戒猶禮也。禮執而不誦。重先制也。慎舉止也」<sup>(15)</sup>。

「3、入道即以戒律為本。居俗則以禮義為先」<sup>(16)</sup>。

といって、戒は一切行為の始めであり、それは礼の如くであるといつてはいる。戒が礼であるといふのは、礼は先王の法言であり、戒は教主釈尊の所制であつて、ともに後人が信順すべき先王古聖の教えで、尊嚴性においては二者は同じであるという見方をしていたのである。

### 註

8	7	6	5	4	3	2	1
同	同	同	同	同	同	同	大正藏經五〇・三八七a
							五五・八〇b
							五四・二三八c
							五〇・三五三b
							五五・八四a
							五〇・三六三b
							四〇・二一b
							五一・八五a

## (1) 北東部地区

9 同 上  
10 同 上  
11 同 上  
12 同 上  
13 魏書积老志  
14 大正藏經五五・六二c  
15 同 五五・八〇b  
16 同 五〇・四〇三c

## 五

高僧伝及び続高僧伝は明律篇において、南北朝時代の律の権威者四〇名を掲げているが、かれらの律学の系統を示すと、つぎのような結果がえられる。すなわち十誦律系一六名・またはそれらしき者三名、十誦・四分律系二名、十誦・僧祇律系一名、四分律系七名・またはそれらしき者一名、僧祇律系二名、系統不明の者八名となり、四〇名中の約半数が十誦律系統である。このことは四大律の中、十誦律が最も早く訳出されたことからみて当然であると思われる。いま高僧伝を中心として、かれら明律僧の活躍が戒律仏教の教線をいかに展開させたかを、地域別に分類し考察してみよう。

北方中国における明律僧の弘宣活動は、律藏が訳出された長安より遙か東方の、洛陽・鄆・大同を結んだ文化圏とその周辺に展開されている。それは長安が絶えず五胡の侵入と戦火に見舞われたため、晋室や華北の貴族たちの南渡と共に、仏教徒の多くが江南の地とか、或は前記の諸都市に難を逃れて四散したことによるものと思われる。ことに鄆は東魏より続いて北齊の都となり（五三四四年以降）、洛陽の高僧の多くがこの地に移動したためであり、鄆下の北齊仏教の発達は実際に目ざましいものがあった。この地一帯における優れた律の権威者は慧光僧統であり、かれの門弟を通じて四分律が弘通したことは注目すべきことである。

中国における四分律の展開について、続高僧伝卷二十二の慧曼伝はつぎのようにのべている。

曇無德部四分一律、雖<sup>ミ</sup>翻在<sup>ニ</sup>姚秦<sup>一</sup>、而創數<sup>ニ</sup>元魏<sup>一</sup>。是由<sup>ト</sup>  
赤髭論主、初乃誦伝、未<sup>レ</sup>展<sup>ニ</sup>談授<sup>一</sup>。尋還<sup>申</sup>異域<sup>上</sup>、此方學  
侶竟絕<sup>ニ</sup>維持<sup>一</sup>。逮<sup>ニ</sup>及<sup>レ</sup>覆<sup>一</sup>・聰<sup>ニ</sup>方開<sup>ニ</sup>學肆<sup>一</sup>。

といふ、また

自<sup>ニ</sup>初開<sup>ニ</sup>律、釈師号<sup>ニ</sup>法聰<sup>一</sup>。元魏孝文北<sup>ニ</sup>台揚緒、口<sup>以</sup>伝  
授、時所<sup>レ</sup>榮<sup>レ</sup>之。沙門道覆、即紹<sup>ニ</sup>聰緒<sup>一</sup>、讚<sup>ニ</sup>疏六卷<sup>(2)</sup>。  
というから、四分律を始めて講じたのは北魏の五台山北寺の

法聰（四六四—五五九）であつたことが知られる。それは四分律の訳後六十余年を経た元魏孝文帝（四七一—四九九）の頃のことであつた。当時は「于<sub>レ</sub>時世尙<sub>ニ</sub>僧祇<sub>二</sub>、而能間行<sub>ニ</sub>四分<sub>ニ</sub>」<sup>(3)</sup>といふように、戒体は僧祇に基づき、戒行は四分に依るという変則的なものであつたから、その矛盾を正すために法聰は四分律疏の綱格を口授したといわれる。それを弟子の道覆が録して「四分律疏」六卷を著わした。だが、それは「但是長科、至於義<sub>ニ</sub>舉<sub>二</sub>、未<sub>レ</sub>聞<sub>ニ</sub>于<sub>レ</sub>世<sub>二</sub>」<sup>(4)</sup>といつてある。慧光の四分律は法聰→道覆→慧光へと口伝されたものであると、道宣はい<sup>(5)</sup>つている。

慧光は少年時代に仏陀禪師から「若受<sub>ニ</sub>大戒<sub>二</sub>、宜<sub>ニ</sub>先聽<sub>ニ</sub>律<sub>二</sub>。律是慧基非<sub>レ</sub>智不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>。若初依<sub>ニ</sub>經論<sub>二</sub>、必輕<sub>ニ</sub>戒網<sub>二</sub>」<sup>(6)</sup>と、戒律の重要なことを指摘され、専ら律を学び、文に随つて奉行した。かれが初め僧祇律を講じた時は、聴衆雲の如くであつたといわれている。

これより先、道覆律師が初めて四分律を開講し、「疏」六巻を製したころは、四分律はまだ弘通していなかつたようであるが、仏陀禪師が少林寺主に任せられたころが、四分律の草創期であつたといわれている。慧光が僧統となつて活躍したころは、出家者の戒律に基づいた生活が社会一般から強く要望された時であつた。かれの伝には「造<sub>ニ</sub>四分律疏百二十

紙<sub>二</sub>、後代引<sub>レ</sub>之為<sub>ニ</sub>義節<sub>二</sub>。并鵠磨戒本、咸加<sub>ニ</sub>刪定<sub>ニ</sub>被<sub>ニ</sub>於法侶<sub>二</sub>。今咸誦<sub>レ</sub>之。」<sup>(7)</sup>といふから、四分律の展開は正しく慧光の弘宣によるところが大である。かれはまた僧制十八条を制定したが、それは文旨清潔で世に重用されたというが、残念なことに今日それを見ることができない。

慧光の弟子に河北省保定出身の僧達（四七五—五六）がいる。かれは北魏の首都大同に遊學して受具の後、毘尼を宗軌となし、魏の孝文帝に重んじられて廟寺で四分律を闡弘した。その後、徐州から洛陽へと錫を振り、華嚴・四分・十地・地持などを講じて、南北の地に名声を走せたと伝えられている。のち慧光に従つて律を学び、菩薩戒を受け、同学よりも律に秀でていたといわれる。たまたま梁の武帝（五〇二—五四九）が亂を撥めて弘道するに際会し、江を渡つて武帝に見え、帝を教化して菩薩戒を授けて弟子にするほどの大器であった。

また趙郡（河北省趙県）出身の羅什の弟子慧詢（三七五—四五八）は、少くして蔬食苦行し、長安にて羅什より学をうけ、經論を研鑽し、最も十誦・僧祇律に通じた。かれは更に「製<sub>ニ</sub>條章<sub>二</sub>、義貫<sub>ニ</sub>終古<sub>二</sub>」<sup>(8)</sup>いたといわれる。宋の永初中（四二〇—四二二）にまた広陵（江蘇省淮陰県東南五十里）に止まつて、大いに律の講席を開いた。宋の元嘉中（四二四—四

五三）都建業の道場寺に止まり律の弘宣に努めた。

道場寺の僧慧觀（三七四—四五八）もまた十誦律に精通し、卑摩羅叉に従つて深く十誦の宗旨を括め、「記其所制内禁輕重、撰為二卷<sup>(9)</sup>」といわれる。これを京師に送ると、「僧尼披習、競相伝写」するというほどの名著で、それを聞いた者の諺に「卑羅鄙語、慧觀才錄、都人繕写紙貴如玉<sup>(11)</sup>」といわれた。慧皎の当時なお世に行なわれて、後世の法として尊ばれたという。

このほか鄴都大衍寺の曇隱（？）は道覆に皈宗して律部を聴き、精励久しく穿鑿いよいよ深く、のち慧光に従つて律学の精要を体得し、陶染変通して慧光門下の大弟子となつた。

律学においては鄴都に独歩するほどで、北方の燕・趙の人びとを悟らしめるような力量をもつていたが、「性樂獨遊」不<sub>レ</sub>畜<sub>ニ</sub>弟子<sub>一</sub>。財無<sub>ニ</sub>尺貯<sub>一</sub>袒背終<sub>レ</sub>身。……通<sub>レ</sub>律持<sub>レ</sub>律。時惟一人而已<sup>(12)</sup>」といわれたほどの人物で「弘<sub>ニ</sub>播戒宗<sub>一</sub>、五衆師仰。<sup>(13)</sup>」といわれた。これがために定州の刺史侯景はかれを神仙のように敬い、かれのために寺を造つて延住供給したという。四分の鈔四卷の著がある。時に持律沙門の道楽（？）は曇隱とともに鄴都における律学の権威者として「律宗明略、唯有<sub>ニ</sub>隱樂<sub>一</sub>」といわれた。また道楽と同時の律師に洪理がいた。かれは四分の鈔二卷を著わし、のち

智首のために詞義を開散して、さらに綱目をたてて四巻としたが、これが至る處で読まれたといわれる。

また慧光の弟子で律に長じたものに道雲・道暉がいる。道雲は専ら律を弘め、四分の「疏」九巻を造り、威儀嚴肅であった。道暉は道雲にも学び、道雲の「疏」九巻を簡略して七巻とするほど律に通じ、よく慧光の律学の伝統を守つた。道雲は「雲公頭、暉公尾」といつているが、境野博士は「道雲の九巻疏は初めの止惡条目に長じ、道暉の七巻疏は終りの犍度篇に深いので、雲頭暉尾の諺があつた」<sup>(15)</sup>といつてはいる。道宣は道雲・道暉二師の律学上の特色について、「雲勇<sub>ニ</sub>於義宗<sub>ニ</sub>談叙誠博。暉則覈<sub>ニ</sub>切詞相<sub>一</sub>、法聚推<sub>レ</sub>焉。世諺首尾信探<sub>ニ</sub>風骨<sup>(16)</sup>」といい、さらに鄴都において律虎といわれた釈法願（五一四—五八七）は、「晤<sub>ニ</sub>視兩家」（=道雲・道暉）、更開<sub>ニ</sub>甍穴<sub>一</sub>。製<sub>ニ</sub>作抄疏<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>減<sub>ニ</sub>於前<sub>一</sub>。彈糺覈<sub>ニ</sub>於律文<sub>一</sub>、是非格<sub>ニ</sub>於事相<sub>一</sub>。」といつてはいるように、蹤を仏弟子中持律第一といわれた優波離を仰いで、専ら律部を学び、「自<sub>ニ</sub>東夏所<sub>ニ</sub>伝四部律本<sub>一</sub>、並製<sub>ニ</sub>義疏<sub>一</sub>、妙合<sub>ニ</sub>異同<sub>一</sub>」して、四分律疏十巻・是非鈔二巻を著わし、それが道宣の頃にはまだ見存したといつてはいる。

註

大正藏經五〇・六二〇b

同上

五〇・六二二a

五〇・六二〇c

五〇・六〇七c

同上

五〇・六〇八a

五〇・四〇一a

同五〇・三三三c

五〇・六〇八c

同上

五〇・六〇八a

支那佛教精史八〇九頁

大正藏經五〇・六二〇c

同上

五〇・六一〇a

## (2) 中南部地区

江蘇・安徽・湖北省などの揚子江流域一帯における律の教線分布は実にめざましい展開をとげている。ことに建康は僧祇・五分律の訳出された地もあり、かつまた江南文化の最も華々しく栄えた地域である。更にその教線は南方に伸びて、浙江・福建省にまで達するほどの勢いを示している。こ

れは仏教各団自体の質的向上を目指そうとする内的欲求と、仏法と王法、出家と在家との対立差別が、次第に強調されてきたことが預けて大であると思われる。

この江南の地一帯に活躍した律師としてはつぎにのべるような錚々たる人物が輩出している。

慧獸は江左（長江以東の地、江蘇等の處）の出身で、少くして出家し江陵の辛寺に住し、蔬食して操を履み、正直者で通っていた。受具の後は専ら律に精通した。かかる時に罽賓より律師卑摩羅叉が江陵に来て、大いに律藏を弘めたので、慧獸もかれに従つて「十誦律」を究め、講説相続したので、陝西の律師はこれを宗としないものはなかつた。著書に「十誦義疏」八巻がある。

僧業（三六七一四四一）は長安で羅什について学び、新出の十誦律をみてよりこれを専心に研究し、戒本を訂して什公から後世の優波離と賞讃された。関中の戦乱に遭つて南渡するや、吳国の張邵はかれに厚く皈依して、姑蘇（江蘇省吳県）に閑居寺を建立して住せしめた。僧業は道俗の教化に休むことなく、三吳（吳興・吳郡・会稽）の学士たちは幅奏肩聯したといわれる。僧業の戒律に対する関心の深さについて慧皎はつぎのように記している。

昔什公在<sub>レ</sub>閔、未<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>十誦<sub>一</sub>。乃先訛<sub>二</sub>戒本<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>流支入<sub>レ</sub>秦

方伝<sup>二</sup>大部<sup>一</sup>。故戒心之与<sup>二</sup>大本<sup>一</sup>其意正同。在<sup>レ</sup>言或異。業乃改正一依<sup>二</sup>大本<sup>一</sup>。今之伝誦一本並行。<sup>(1)</sup>

僧業の弟子の慧光（慧光僧統とは別人）も、よく業の風軌をついで、しばしば講説に従事した。

僧璩は僧業の弟子で衆經に通曉し、最も十誦律に明るく、史籍・文藻をよくした。始め吳の虎丘山（江蘇省吳県西北七里）に住していた。宋の孝武帝（四五三—四六四）はその風聞を欽い、勅命によって建業に出で、僧正悦衆に任命され、このとき僧璩と共に法穎（四一六—四八二）も都邑僧正に任せられた。僧璩は学内外に通じ、律行においても過ちがなかつたので、道俗皈依して車軌相接するほどであり、少帝准は僧璩より五戒を受け、予章王子尚は崇んで法友とし、袁粲・張敷は親交を結んだといわれる。著書に「僧尼要事」二巻があり、「今行<sup>レ</sup>世」といわれる。出三藏記集卷二によると

十誦羯磨一巻或云、略要羯磨<sup>(2)</sup>

右一部、凡一巻。宋景和（四六五）中、律師釈僧璩、於<sup>(2)</sup>京都一撰出。

とある。また同書卷十二の宋明帝勅中書侍郎陸澄撰法論目録序第一に

述竺道生善不受報義釈僧璩<sup>(3)</sup>  
鏡難璩答

とあり、戒律並に仏教々学に精通した学者であつたことが明らかである。熙王爽は道遠に戒を請うている。

また僧璩と同時代の道遠律師は、宋の明帝に認められ、晋熙王爽は道遠に戒を請うている。

道遠（三九六—四七八）の出身は不明であるが、かれは始め禪を習い、晩年羅什の弟子の慧觀・慧詢（三七五—四五八）二律師より律を学んで僧祇律に通じた。張永の請によりて吳郡に還り、蔡興宗また要して上虞（浙江省虞県）に住せしめたが、のち京師の婁胡苑に閑心寺を建てて住い、しばしば講席を開き、学徒甚だ盛んであった。

慧祐は丹徒（江蘇省鎮江県）の人で、律藏を学び、齊初（四七九）東山（浙江省上虞県西南四十五里）に入つて僧祇律を講じ、齊の竟陵王子良の招きに応じて建業の閑心寺に住した。

道儼（？）は雍丘（河南省杞県治）小黃（河南省陳留県東北三十二里）の人で、律を善くして四部に精通し、衆家を融会するほどの学識をもつていた。のち彭城（江蘇省銅山県）に遊び、律藏を弘通した。慧皎はかれの律に対する功として「以<sup>ニ</sup>律部東伝梵漢異<sup>レ</sup>音、文頗左右<sup>ニ</sup>、恐<sup>ニ</sup>後人諮詢無<sup>レ</sup>所、乃会<sup>ニ</sup>其旨<sup>ニ</sup>」。名曰<sup>ニ</sup>決正四部毘尼論<sup>(4)</sup>」といつていて。歴代三宝紀卷十によると、かれが「決正四部毘尼論」二巻を著わし

たのは、昇明元年（四七七）であるとしている。<sup>(5)</sup>

僧隱は秦州（甘肃省天水県西南）の隴西の出身で、仏教信仰の篤い家庭に育ち、八才で出家し、十二才で受具し、常に心を律藏に傾注し、十誦律に妙通したといわれる。たまたま西涼州に道譽高い玄高法師のいることを聞き、笈を負って徒学

し、「学尽<sub>ニ</sub>禪門<sub>一</sub>、深解<sub>ニ</sub>律要<sub>一</sub>」<sup>(6)</sup>した。玄高の遷化後また西方の巴蜀に遊学し、専ら律の弘通に専念した。しばらくして東下し、江陵の琵琶寺に住して、当時名声の高かつた慧徹に

律を問い合わせ、研鑽すること少時にことごとく経律を窮めた。禪慧の風は荆楚（湖北省・湖南省一帯の地を指す）一帯を覆うほどであったといわれる。州将山陽王劉休祐及び長史張岱は、僧隱に戒法を問うてはその指図を受けた。のち刺史巴陵王休若及び建平王景素は僧隱の禪房に休息し、膝を屈してうやうやしく礼拝したといわれる。また僧隱と同時代の江陵の上明寺成具も、十誦律と雜心・毘曇を善くした人である。

志道（四二一—四八四）は十七才で出家し、道営律師と同じく靈曜寺に止住し、蔬素で欲少なく、六物の外は所持することがなかつた。学は三藏に通じ、最も十誦律に優れていた。何尚之は徳を敬つて礼を致し、請うて所造の法輪寺に居らしめた。これより先、魏の侵入により仏法衰滅し、復仏許

可により仏法は興つたが、授戒は余り行なわれなかつた。そこで志道は戒律の弘通を誓い、艱苦をもいとわず、同契十余人と虎牢（河南省汜水県西）の引水寺で洛・秦・雍・淮・予州の学僧を集めて律を講じ、戒を明らかにして受戒の法を説くなど、戒律の普及に努めた。

志道の付伝として記されている建業瓦官寺の超度もまた十誦律、及び四部を善くし、武帝の永明七年（<sup>(8)</sup>四八九）に「律例」七卷を著わした。

智稱（四三〇—五〇一）は魏の冀州（今河北山西二省及び河南黄河以北）の刺史徽の後裔である。梁の孝武帝（四五三—四六四）のとき、益州（四川省の地）の仰禪師を師として、三十六才で蜀の裴寺で出家した。律部に専精し大いに十誦律を明らめ、小品一部を誦していた。のち江陵に下り僧隱・成具二律師に従つて禪律を学んだ。義嘉の乱に遇つて京師に居を移し、興皇寺における法穎の講席や、或は定林寺法獻の律の講席で、質問を発しては衆目を驚かせたりして律の研究に励んだ。のち余杭山（浙江省）宝安寺の僧志の招きによつて宋の明帝の泰始六年（四七〇）十誦律を開講した。その後律を講ずること四十余遍、十誦義記八卷を撰したが、学者はそれを古今絶妙と賞讃し、盛んに世に行なわれた。またかれは江蘇省丹徒県東南にある朱法の慧始の請によつて、かの

地で律を講じ、聽講の道俗に孝養をつくすよう懇懃に訓へ励まし、強い感銘を与えた。

智称の弟子法聰（四六四—五五九）・法超（四五六—五二六）は共に律を善くし、門徒に重んぜられたが、前者は北地、後者は南地においてそれぞれ活躍した。法超は梁の天竺寺に住し、續高僧伝卷二十に

晚從安樂寺智稱、專攻十誦。致名命家、語其折衷者、數過二百。自称公歿後、獨步京邑。……欲使僧尼於五篇七聚、導意獎心。以超律學之秀、勅為都邑僧正<sup>(9)</sup>。

といい、「武帝又以律部繁廣、臨事難究<sup>(10)</sup>」って、法超をして「出要律儀」十四巻を作らせた。それは「以少許之詞<sup>(11)</sup>」と云われるよう、武帝の仏教に深い関心を示したことは異常な程で、普通六年（五二五）にも「遍集知事及於名解、於平等殿、勅超講律。帝親臨座聽受成就<sup>(12)</sup>」した。

道禪（四五八—五二七）は交趾（雲南省西疇県西南）の人で、身を持つことが厳粛で、郷族道俗の信頼が厚かつた。虎害の多い仙州の山寺に往つたが、齊の竟陵王が禪律の講肆を開いているのを聞いて金陵に至り、更に永明の初め（四八三）鍾山（河南省信陽県東南十八里）の雲居下寺に住して衆

部を聽接し、十誦律の大家として名を知られた。建業で戒範を受ける者は千人を超えるも、常聽の徒衆は百に満たなかつた。晩年は山林に退いて世俗と交わらなかつた。

僧祐（四四五—五一八）は彭城下邳の人で、当時の律の権威者法穎より律を学び、大いに律部に精通し、先哲を陵駕するほどであった。齊の竟陵文宣王が祐に律を講せしめたところ、聽衆つねに七・八百人いたといわれる。永明中（四八三—四九三）勅命によつて吳に入り、五衆を試簡し、十誦律を宣講し、更に受戒の法を説いた。信施をうれば諸寺を修繕し、無遮大会や捨身斎などを行ない、經藏を建立し、卷軸を

捜校するなど多方面にわたつて活躍した。開善寺の智藏・法音・慧廓はみな師礼をもつて事え、梁の臨川王宕・南平王偉・儀同陳郡の袁昂・永康の定公主・貴嬪丁氏などはみなその戒範を崇び、師資の礼を尽した。こうして僧祐の許には道俗の門徒一万一千余人いたといわれる。齊の武帝（四八二—四九三）は僧祐を厚く礼遇し、およそ教団の大問題はみな僧祐に審決せしめ、晩年には輿に乗つて内殿に入り、六官のために授戒することを許した。出三藏記集卷十二の釈僧祐法集総目録序によると、かれに十誦義記十卷<sup>(13)</sup>の著があり、歴代三宝紀卷十一には律分五部記一巻・律分十八部一巻・十誦律五百羅漢出三藏記一巻・善見律毘婆沙記一巻があるといつてい

る。

金陵出身の曇暖は戒律をもつて世に処した人で、諸處の講席に列して専ら十誦律を学び、陳代では「無<sub>二</sub>与<sub>一</sub>為<sub>二</sub>隣<sub>一</sub>」といわれた十誦律の権威者であった。ゆえに道宣は「使<sub>下</sub>夫五衆

揖<sub>三</sub>其風猷<sub>一</sub>、七貴從<sub>中</sub>其津濟<sub>上</sub>。暖其有<sub>レ</sub>之矣。」といつてい

る。かれの講律の席にはつねに聴衆二百余人がいた。宣帝（五六八—五八二）は国内に詔を下して、「初受<sub>レ</sub>戒者、夏末<sub>レ</sub>滿<sub>レ</sub>五、皆參<sub>ニ</sub>律肆<sub>一</sub>。可<sub>下</sub>於<sub>ニ</sub>都邑大寺<sub>一</sub>、廣置<sub>中</sub>德場<sub>上</sub>。」とい

い、曇暖に対しては「總<sub>ニ</sub>知監權<sub>一</sub>、明示<sub>ニ</sub>科舉<sub>一</sub>、有司准<sub>ニ</sub>給衣食<sub>一</sub>。勿<sub>レ</sub>使<sub>下</sub>經<sub>ニ</sub>營形累<sub>一</sub>、致<sub>ニ</sub>虧<sub>中</sub>功績<sub>上</sub>。」といって、学

人の養成に意を用い、学成つて本邑に還ろうとする者には、

曇暖がかれらを聚めて対問し、理事疑いない者は還らせたから、律学は飛躍的に発展して、天聰に聞えるほどであった。

この功により曇暖は国の僧正となつて光宅寺に勅住した。曇暖には十誦律疏十卷、戒本・羯磨疏各四卷、僧家書儀四卷、別集八卷の著があり、道宣の頃には世に行なわれていたといわれる。

智文（五〇九—五九九）は続高僧伝によると大律都と記して

いるが、大律都とは北齊にあつた断事沙門のように、仏律によつて教界の事件を裁判する僧官であったと推定されてい

る。かれの戒律における道譽は江表に独歩した。始め奉誠寺

の僧弁について学び、後にその弟子の象に十誦律を学んだ。梁の大同七年（五四一）に光業寺で律藏を開講した時には、常聽者は二百人ばかりで、陳郡（河南省項城県東北）の殷均はかれの檀越となつた。

智文は梁末の禍難に際して、難を閩下（福建省南平県治）に避けたところ、嶺南一帯に誉れ高く、道俗はみな巻を執つて請益を乞うたといわれる。真諦三藏（四九九—五六九）と共に晋安（福建省福州）まで錫を振つて律の弘宣に努めた。道宣は持戒堅固な智文の日常底をつぎのようになべている。

得<sub>下</sub>講<sub>ニ</sub>訳都會<sub>一</sub>、交<sub>ニ</sub>映法門<sub>一</sub>、辺俗信心於<sub>レ</sub>斬風革<sub>、</sub>酒家

毀<sub>ニ</sub>其柞器<sub>一</sub>、漁者焚<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>罔<sub>一</sub>、僧尼什物、於<sub>レ</sub>是備<sub>上</sub>焉。<sup>(20)</sup>

これをみても智文の庶民教化によつて、日常生活の上に持戒持律の生活態度が、いかに浸透したかが窺われるのである。たまたま陳の宣帝（五六八—五八二）は、淮・淝兩水域の戦に衆僧を兵士として物資の輸送に使役しようとした。このとき智文は深く正法を護つて、嚴誅をも恐れずに帝を諫めたために事なきをえたが、この一件によつても智文は出家者たるものは、どうあらねばならないかという、自覚と信念に満ちていたことが窺われる。

智文は十誦律を講ずることを八十五遍、大小乘の戒心・羯磨等二十余遍、律疏十二卷、羯磨疏四卷、菩薩戒疏二卷を著

わし、門人たちはそれを伝貴して語りぐさとした。智文より受戒した僧尼は三千余人、門弟で分講する者に宝定・慧時・慧巘・戒昇・慧覺などがいた。ただ道志・法成の二人は徒衆を擁して建業で活躍していた。

## 註

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
四五・九七c	五五・八七b	上	上	上	上	上	五〇・四〇一b	四五・九四a	四五・九四a	五〇・四〇一b	五五・八四c	五五・一三a	同		
							僧尼が必ず所持すべき生活資具で、大衣・中衣・下着の一組と、鉢・坐具・漉水囊の六種のこと。これらの六物は常に一組しか所持できない。それ以外は長物・余長物（規定以外の所有物）として、十日以内とか種々例外の所時規定が細かに制定されている。	大正藏經五〇・四〇一a	大正藏經五〇・六〇九c	大正藏經五〇・六〇九b	山崎宏著「支那中世仏教の展開」四九〇頁	五〇・六〇九a	上	上	同

## (3) 西部地区

法琳（—四五九）は晋原（四川省崇慶県）臨邛（四川省邛崃県）の出身で、蜀郡の裴寺に止住して専ら戒品を好くし、十誦律の研究に専心した。当時蜀中には優れた師がなく、たまたま僧隠が巴蜀にきて十誦律を弘通するにあつて、「琳乃尅己握錐以日兼夜、及隱還陝西、復隨徙數載」という真剣な律の研究によつて、「諸部毘尼洞<sup>(2)</sup>尽心曲」ることをえたのである。のち蜀に還り靈建寺に止住したが、かれの教化によって益州の僧尼で戒律を守奉しないものはなかつた。

また広漢（四川省成都県）五城の道房は、道行清貞で少くして律学を究め、広漢の長樂寺に止住した。門人の指導は実に親切で、惡を改めて善を行なわしめ、もし改めなければ、そのために涙を流すというほどの慈悲心をもつて、子弟教育に専心した。

註

1 大正藏經五〇・四〇二a

2 同 上

#### (4) 北西部地区

シルクロードの要衝として、東西文明の接点にある燉煌と、その延長である涼州の地は、早くより外来文化の影響を受けた。西域より渡来した沙門たちの如法な持戒持律の生活は、庶民の生活と密接に結ばれていたことは、出土文献の伝えるところである。この地方で活躍した代表的な明律僧は多宝寺の法穎（四一六—四八二）である。

法穎は燉煌の出身で、十三才で出家して法香の弟子となつた。涼州の公府寺に止住して同学の法力と共に律藏の学者として名声を走せた。法穎の律学に対する真剣な態度について高僧伝は「伏膺已後、學無再請、記在一聞、研精律部、博涉三經論。」と記している。

四大律の訳出後の南北朝時代における明律僧の活動の状態を考察してきたが、中国大陸を一応、北東部・中南部・西部・北西部の四地域に分類した結果、つぎのような律の教線分布が明らかとなつた。

北東部地域では、長安を起点として教線は黃河流域を東方下流に向つて、洛陽から鄭へと進み、更に北上して太原、五台山、大同から山東省の瑠璃の諸都市へと進出した。律の系統では四分律の勢力が圧倒的に強く、一・二の律師が十誦律

ぶりは並大抵ではなかつたようである。著書に十誦戒本・羯磨等がある。

法穎の付伝として記されている天宝寺の慧文律師は、諸部の律藏をよくし、瑠璃（山東省臨沂県北）玉奐のために事えたという。

註

1 大正藏經五〇・四〇二a

2 仏祖統記卷三十六によると、齊の高帝の「建元四年（四八二）、詔沙門法穎為京邑僧主」（大正四九・三四六c）

3 大正藏經五〇・四〇二a

おわりに

と僧祇律を併せ学んでいる程度である。

中部地域は北地が戦乱や王朝の交替などで世状混乱していたため、難を避けて南下した仏教徒の活動によるものと、揚子江流域の都市に栄えた教線との結合の姿がみられる。揚子江流域の主要都市では建康（金陵）・揚州・彭城・姑蘇・広陵より南下して、浙江省の三吳の地より福建省の晋安へと教線の展開がみられる。一方揚子江を上流に向って湖北省の江陵を中心として荆楚（湖北・湖南の地）一帯に教線の分布がみられる。律の系統では十誦律の勢力が圧倒的で、二・三の律師が僧祇律を學習し弘宣する程度であった。

西部地域は四川省の成都（益州）を中心にしているが、この地方一帯は戦乱の影響も少ないため、教線は揚子江を逆上って奥地へと進出したのである。こ地域で活躍した律師は十誦律系統の者である。

西北中国の東西文化の要衝燉煌では十誦律を中心に栄え、その教線は東方へと進んで涼州で華を咲かせていく。なお五分律は訳出が一番遅かった為か、南北朝時代の明律僧の中では五分律の弘宣者は見当らない。

#### 附記

小論においては広律の展開を中心に考察したが、大乘戒については他日の機会に譲りたい。